

産業廃棄物（金属くず等）収集運搬及び周辺清掃委託
仕様書 配水管理事務所（南部担当）

京都市上下水道局水道部配水管理事務所（南部担当）

1 概要

本業務は、上下水道局（以下「発注者」という。）水道部配水管理事務所（南部担当）から排出された廃棄物（家電リサイクル対象機器含む）について、請負者（以下「受注者」という。）が収集し、搬出するものである。併せて、受注者は集積場及び付近の床面掃き清掃も行うこととする。

2 集積場

京都市南区上鳥羽鉾立町 1 1 - 3（京都市上下水道局総合庁舎）

3 搬出先

廃棄物は発注者の指示する処分場（別紙参照）へ搬出すること。なお、家電リサイクル対象機器については、家電リサイクル法に基づく指定引取場所へ搬出すること。リサイクル料金は発注者の負担とする。

4 委託期間

契約締結日から令和 8 年 1 2 月 1 0 日までとする。

5 予定数量

約 4, 0 0 0 kg（ただし、実際の数量は予定数量から増減することがある。）

6 提出書類

(1) 業務着手前

ア 着手届	1 部
イ 搬出計画書	1 部
ウ 現場代理人通知書（経歴書添付）	1 部
エ 産業廃棄物収集運搬業（積込む場所及び卸す場所）許可証の写し	1 部
オ 労働者災害補償保険法の規定による保険加入証明書の写し、 又はそれに代わるもの	1 部
カ 委託料内訳書	1 部

(2) 作業完了後に提出する書類

ア 産業廃棄物運搬結果報告書	1 部
イ 完了届	1 部
ウ 請求書（当局会計規程第 1 2 条関係）	1 部
エ その他必要書類等	必要数

7 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 受注者は、発注者との連絡調整および作業従事者の指揮監督を行わせるため、現場代理人を選任し現場代理人通知書（経歴書添付）を提出し、発注者の承諾を得なければならない。また、現場代理人を変更したときは、速やかに発注者に届け出ること。
- (2) 作業実施に当たっては、本作業専従者であることが認識できるよう服装等を統一し、名札、資格書等を携帯又は提出することとする。
- (3) 本委託における搬出計画書は、輸送経路並びに本委託に関する内容とする。
その他、必要となる書類については、発注者、受注者協議のうえで決定するものとする。
- (4) 搬出に使用する車両については、発注者、受注者協議のうえで決定する。収集作業時の駐車スペース及び収集場所は発注者の許可を得たうえで事前に確認しておくこと。
また、運搬中は収集したごみが飛散しないよう荷台をシートで覆う等の措置を講じることとする。
- (5) 廃棄物の収集は、発注者、受注者及び廃棄物処分業者との協議のうえ決定する。
なお、収集日等を変更する際は、発注者の承諾を得なければならない。
- (6) 運搬車両への積込は、原則として人力で行うこと。ただし、重量物の積込みについては、トラッククレーンの使用を可とする。
- (7) 本業務の実施に当たっては、近隣住民に対しての迷惑防止に努めるとともに安全確保に万全を期すること。
- (8) 廃棄物の収集・運搬・積降の際の事故については、受注者が一切の責任を負担するものとする。
- (9) 受注者は、収集重量（1キログラム単位）を記載した搬出处分結果報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (10) 本業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、その他関係法令を遵守すること。

8 過積載防止処置等について

違法な過積載運行を防止するため、次のことを遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超えて廃棄物等を積み込まず、また積込ませないこと。
- (2) さし枠装置車、不表示車等に廃棄物等を積み込まず、また積込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装置車、不表示車等から廃棄物等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装置車、不表示車等を廃棄物等の運搬等に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

9 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

受注者は産業廃棄物の処分の際は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を運用すること。

なお、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に掛かる費用については、受注者が負担すること。

10 秘密保持事項

- (1) 受注者は、業務のために提出された秘密書類及び個人情報（以下「秘密事項」という。）を業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 受注者は、業務の遂行上知り得た秘密事項を他に開示および漏えいしてはならない。履行期間終了後、及び契約解除後も同等とする。

11 再委託の制限

受注者は、業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

12 雑則

- (1) 仕様書等に疑義がある場合、入札前に説明を受けること。契約決定後、疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ決定する。
- (2) 受注者は、受注者の過失により、建物及び器物を破損又は滅失した場合、速やかに発注者に報告したうえで、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 仕様書及び契約書に反し、発注者に損害を与えた場合は、受注者はその損害を補償しなければならない。その際、賠償すべき金額は、発注者、受注者協議のうえ決定する。
- (4) 受注者は作業終了後、処分結果報告書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）等を速やかに発注者に提出しなければならない。提出先は以下のとおりである。

〒601-8116

京都市南区上鳥羽鉾立町11-3

京都市上下水道局水道部配水管理事務所（南部担当）

担当：藤田・森下

電話番号 075-672-7100

<別 紙>

事業所産業廃棄物搬入先

- | | |
|--------|---|
| 1 搬入先 | 株式会社美創（中間処理センター） |
| 2 所在地 | 京都市西京区久大枝沓掛町26-308 |
| 3 搬入条件 | 収集日当日の受付時間内に搬入すること。また、搬入に利用する
収集車の荷室部分は常に清潔な状態を保持すること。
なお、その他のことに関しては、搬入先担当者の指示に従うこと。 |